

## 久慈市国民保護計画の変更について

### 1 計画の趣旨

久慈市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、平成19年3月に作成したものであり、国民の保護に関する基本指針、岩手県国民保護計画等に基づき、武力攻撃事態等において、久慈市が国民の保護のための措置を的確、かつ迅速に実施するための行動計画として位置付けられているもの。

### 2 変更の趣旨

国民保護に関する基本指針、岩手県国民保護計画、久慈市地域防災計画等の改正、並びに関係機関からの修正意見を踏まえ、今般、久慈市国民保護計画を変更したもの。

### 3 主な変更内容

#### (1) 関係法令及び計画の変更に係るもの

- ア 「災害時要援護者」を「要配慮者等」に変更（全体）
- イ 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加（31ページ）
- ウ 「警報伝達の方法等」の箇所に、緊急ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の伝達手段を追加（53ページ）

#### (2) 組織改編等に係るもの

- ア 市の組織改編に伴い、部課室名の変更及び業務の修正（35ページほか）
- イ 関係機関の組織名の変更（5ページほか）

#### (3) その他所要の変更

- ア 社会的特徴の時点修正（9ページ）
- イ 関係機関からの修正意見により、「障害者」を「障がい者」に修正（全体）

### 4 変更日

令和6年3月21日